

飯田市新事業創出支援協議会「I-Port」の設置について

産業経済部 金融政策課

1 飯田市新事業創出支援協議会「I-Port」の概要

当地域は、人口減が進行する中、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通、IoT 時代の本格的到來など大きな環境変化が目前に控えており、市内の中小企業者・起業家は、時代の変化に対応する新たなビジネスモデルの創出や、地域の力を最大限活用の上、首都圏や海外等の大消費地に訴求して財貨を獲得できる高付加価値型の商品やサービスを開発する必要に迫られます。

そこで、行政、金融機関、各種公的団体、経済団体など 14 の支援機関は、地域経済にとって飯田発のこうした新ビジネス創出の重要性を共有の上、連携して円卓に会し、こうしたビジネスに挑戦しようとする意欲ある中小企業経営者や起業家のビジネスプランを彼らとともに議論し、プラッシュアップしていく「共創の場」となる支援組織、飯田市新事業創出支援協議会「I-Port」を設置することで合意し、8月 30 日に各機関が参集して設置式を行い、正式発足しました。

2 I-Port 設置までの経緯

- (1) 平成 28 年 5 月～9 月：若手の事業家やビジネスパーソン計 7 名を委員とし、「やらまいか！地域産業創生会議」を毎月 1 回開催。地域発の新しいビジネスを生み出すために必要な社会的条件について議論。組織横断的な公益的円卓会議の設置の必要性について意見を集約。
- (2) 平成 29 年 1 月～29 年 3 月：県、公的支援機関、地域金融機関等を招聘し「新事業創出支援組織設立準備会」を毎月 1 回開催。29 年度に「I-port」として設置・運用開始することで意見がまとまり、運営条件等についても意見集約。
- (3) 平成 29 年 4 月～8 月：各機関の参加条件調整、協定書の案文調整等

3 参加機関（発足時）

飯田市、長野県南信州地域振興局、(独行)日本貿易振興機構 長野貿易情報センター (JETRO 長野)、飯田商工会議所、(一社)中部経済連合会、(一財)浅間リサーチエクステンションセンター (AREC)、㈱八十二銀行、飯田信用金庫、㈱長野銀行、長野県信用組合、長野県信用保証協会、㈱日本政策金融公庫、みなみ信州農業協同組合、(公財)南信州・飯田産業センター (合計 14 機関)

4 会議の運営方法

- (1) I-Port は市域に住所を置いて事業展開する方は誰でも利用可能。金融政策課と飯田商工会議所が共同設置する窓口（共同窓口）に事業計画を持参して申し出るか、上記 3 のいずれかの参加機関の相談窓口へ申し出て頂き、受理した機関が共同窓口に事案をつなぎます。
- (2) 共同窓口を管理する飯田市金融政策課及び飯田商工会議所中小企業相談所が、申出事案に係する参加機関を決定し、その機関に対して I-Port の会議への出席を要請します。
- (3) 各機関からの出席者は、事案の内容に応じて各機関で決定します。また、会議での各機関の発言は機関を代表しての発言となります。これを受け入れるか否かは申出者の自己判断です。
- (4) I-Port において議論を重ね、具体的な支援が可能な段階までプラッシュアップや必要なマッチング（未利用地域資源、人材等）ができた段階で、I-Port として「支援決定」を行い、引き続き、関係機関による個別支援（補助金手続、金融支援、業務提携等）の段階にバトンタッチします。

5 特記事項

- (1) 飯田にいながら、JETRO 長野、(一財)AREC、(一社)中部経済連合会などの、域外の高度専門支援機関や団体による支援を受けられる体制とします。長野市へ、名古屋市へと、相談の内容ごとに個々に出向く必要がなくなります。
- (2) I-Port におけるプラスチックアップの過程では、プロダクトアウト思考（「いいものを作れば勝手に売れる」という考え方）から脱却し、販路開拓、情報発信、各種マッチング等の支援を柔軟に重点実施します。特に、「I-Port 専用メディア」を構築中（29年度末完成予定）であり、I-Port の支援を受ける事業者（以下「被支援事業者」）は、このメディアを管理する支援グループからも、商品やサービスに関する意見をもらえるとともに、この専用メディアを活用したユニークな発信戦略が可能となります。
- (3) I-Port による「支援決定」を受けた事業者に対して、飯田市中小企業振興資金（いわゆる制度資金）に、下記の専用融資メニューを設けます。

- ア 資金の名称 I-Port 支援資金
イ 貸付対象者 中小企業者及び新規開業者
ウ 資金の内容 被支援事業者が新たに行う事業（以下「新事業」）に要する資金
エ 資金使途 運転資金及び設備資金
オ 貸付限度 5,000万円以内。ただし、I-Port が新事業の実施に必要な額と認めた額が上限。
カ 貸付期間 運転資金の場合 7年以内、設備資金の場合10年以内
キ 貸付利率 年1.1パーセント
ク 返済方法 元金均等月賦償還（12月据え置き）
ケ 保証人 原則不要。ただし、市長が必要と認める場合には必要。また、必要に応じて担保を徴する。
コ その他 被支援事業者が信用保証協会に支払うべき信用保証料の全額を飯田市が負担

「首都圏と世界」を見据えた新事業創出支援組織 ビジネスプラットフォーム「I-Port」（仮称）

【目指す姿】

